

社 援 総 発 第 6 号  
老 計 発 第 3 0 号  
平 成 1 3 年 7 月 2 3 日

都道府県  
各 指定都市 民生部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局総務課長



厚生労働省老健局計画課長



社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について

標記の事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」(平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「局長連名通知」という。)によりお示したところですが、なお、運用上の留意事項として左記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指

導方よろしくお願いいたします。

なお、本通知については、3を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な費用で老人保健法（昭和57年法律第80号）にいう老人保健施設を利用させる事業について」（昭和63年4月1日社庶第110号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長連名通知）を廃止することを併せて申し添えます。

## 記

局長連名通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

### 1 第一の3について

入所者のうち、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は費用の10%以上の減免を受けた者の割合は、毎年4月1日から翌年3月31日までの入所人員について算定するものであること。

### 2 第二の2の(1)について

生計困難者を対象とする費用の減免方法として、減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準を明らかにして、これを明示すること。減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準は、施設において、地域の福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関と協議の上、定めること。

### 3 第三の1について

報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会・援護局総務課長あて行うこと。

(様式)

無 料 又 は 低 額 介 護 老 人 保 健 施 設 利 用 事 業 総 括 表

都道府縣市名：

平成〇〇年度

施 設 名	入 所 者 数 (A) 人日	無 料 低 額 入 所 者 数			B/A × 100 %	通 所 介 護 事 業 又 は 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 に 係 る 実 施 数 人日	ベ ッ ド 数 床	特 別 な 療 養 室 に 係 る ベ ッ ド 数 床
		生	保	減 免 計 (B) 人日				
		人日	人日	人日				

(注) 利用料及び費用の減免の方法を定めたとき及び変更のあったときは、関係書類を添付すること。

- 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について（平成13年7月23日社援総発第6号、老計発第30号厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局計画課長連名通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">社 援 総 発 第 6 号 老 計 発 第 3 0 号 平成13年7月23日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局総務課長 厚生労働省老健局計画課長</p> <p><u>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について</u></p> <p><u>標記の事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「局長連名通知」という。）によりお示ししたところですが、なお、運用上の留意事項として左記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしくお願いいたします。</u></p> <p><u>なお、本通知については、3を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出す</u></p>	<p style="text-align: right;">社 庶 第 1 1 0 号 昭和63年4月1日</p> <p>各都道府県民生主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省社会局庶務課長 厚生省児童家庭局企画課長</p> <p><u>社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で老人保健法（昭和57年法律第80号）にいう老人保健施設を利用させる事業について</u></p> <p><u>標記の事業については、昭和63年4月1日社庶第109号社会局長及び児童家庭局長連名通知によりお示したところであるが、なお、運用上の留意事項として左記事項をお含みのうえ、その適正な運営を図るよう指導されたい。</u></p>

るものであり、本通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な費用で老人保健法（昭和57年法律第80号）にいう老人保健施設を利用させる事業について」（昭和63年4月1日社庶第110号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長連名通知）を廃止することを併せて申し添えます。

記

局長連名通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

1 第一の3について

入所者のうち、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は費用の10%以上の減免を受けた者の割合は、毎年4月1日から翌年3月31日までの入所人員について算定するものであること。

2 第二の2の(1)について

生計困難者を対象とする費用の減免方法として、減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準を明らかにして、これを明示すること。減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準は、施設において、地域の福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関と協議の上、定めること。

3 第三の1について

報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会・援護局総務課長あて行うこと。

記

局長通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

1 第一の3について

入所者のうち、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は費用の10%以上の減免を受けた者の割合は、毎年4月1日から翌年3月31日までの入所人員について算定するものであること。

2 第二の2の(1)について

生計困難者を対象とする費用の減免方法として、減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準を明らかにして、これを明示すること。減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準は、施設において、地域の福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関と協議のうえ、定めること。

3 第三の1について

報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会局庶務課長あて行うこと。

(様式)

無料又は低額介護老人保健施設利用事業総括表

都道府縣市名： 平成〇〇年度

施設名	入所者数 (A)	無料低額入所者数			B/A × 100	通所介護事業又は通所リハビリテーション事業に係る実施数	ベッド数	特別な療養室に係るベッド数
		生保	減免	計(B)				
	人日	人日	人日	人日	%	人日	床	床

(注) 利用料及び費用の減免の方法を定めたとき及び変更のあったときは、関係書類を添付すること。

(様式)

無料又は低額老人保健施設利用事業総括表

施設名	入所者数 (A)	無料低額入所者数			B/A × 100	デイ・サービス又は老人保健施設 デイ・ケア 実施数	ベッド数	特別な療養室に係るベッド数
		生保	減免	計(B)				
	人日	人日	人日	人日	%	人日	床	床

(注) 利用料及び費用の減免の方法を定めたとき及び変更のあったときは、関係書類を添付すること。